

佐賀県告示第72号

佐賀県漁港管理条例に基づく指定船舶及び漁港施設の指定（平成13年佐賀県告示第213号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月19日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
指定した施設を表示した図面は、佐賀県農林水産部水産課及び唐津農林事務所に備え置く。			指定した施設を表示した図面は、佐賀県農林水産部水産課及び唐津農林事務所に備え置く。		
1 略			1 略		
2 指定船舶が使用すべき施設			2 指定船舶が使用すべき施設		
漁港名	施設の名称	施設の種類	漁港名	施設の名称	施設の種類
略			略		
唐房漁港	1号西防波堤泊地	略	唐房漁港	1号西防波堤泊地	略
	2号-3.0m岸壁（口）	略		<u>1号-3.0m岸壁（口）</u>	岸壁
	3号東防波堤泊地	略		2号-3.0m岸壁（口）	略
		3号東防波堤泊地		略	
略			<u>4号物揚場（口）</u> 物揚場		
略			略		